

令和6年度行政評価 施策評価票

主管部局・課 健康福祉部・こども保育課

政策目標1 未来につなぐひとづくり/政策1 次代を創る子どもたちの育成

政策分野1 子ども・子育て

目指す姿

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち

施策

施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	子どもの育ちを支える取組の推進 すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。	  
施策2	安心な妊娠・出産、育児等の支援 安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。	
施策3	未就学期から学齢期の成育環境の充実 多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとします。	 
施策4	子どもが安心して生活できる環境づくり ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層進め、子どもや子育てに課題を抱える家庭への対応体制を強化します。	 
施策5	障がいのある子どもたちの療育体制の充実 障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。	 

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

指標名					単位	説明又は計算式
1	出生数				人	本市における出生数（年次）
	年度	令和5年	令和6年	令和7年	最終目標	検証
	目標	961	954	946	946	目標値を下回っているため、引き続き、安心して産み・育てられる環境整備に取り組んでいく。
	実績	603	-	-		
2	待機児童数（教育・保育施設）				人	4月1日現在の待機児童数（国基準）
	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	検証
	目標	0	0	0	0	目標を達成出来ており、引き続き、受入体制の整備を進める。
	実績	0	0	-		

2 施策の評価

施策1	子どもの育ちを支える取組の推進
今年度の重点方針(方向性)	すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。
取組状況	【1】子ども・子育て支援事業計画の推進 ・「市子ども・子育て支援事業計画」における各施策・事業を推進するとともに、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「次世代育成支援行動計画」を包含した「市こども計画」を新たに策定し、「こども」に対する事業・施策を推進していく。 ・妊娠から出産、子育て期にわたる子育て支援事業や各相談窓口等の情報を取りまとめたガイドブック等を作成し、子育て家庭等が必要とする情報の一元的な発信に取り組んだ。 【2】教育・保育施設の利用者負担額の軽減 ・児童が法定感染性伝染病に罹患して、施設の開所日数のうち6日以上登園できない場合、当該日数分を利用者負担から減額する「感染症減免」を実施している。 ・保育認定にかかる多子軽減の基準について、国においては、平成27年度より小学校就学前の児童からを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料としていたが、本市においては、市独自の支援策として小学3年生からを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料とした。さらに令和5年9月からは、18歳未満を第1子とカウントするよう拡大した。 【3】子ども医療費の助成 ・子ども医療費の助成対象年齢を平成24年度に18歳まで拡大し、子どもの健康増進を図るとともに、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減した。 【4】子育て世帯への経済的支援 ・食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯や義務教育課程及び未就学の児童のいる子育て世帯を対象に、経済的支援を目的として子育て世帯生活支援特別給付金や子育て世帯学校給食費等臨時支援給付金を支給した。 ・児童手当における令和6年10月分からの所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、多子加算の手当額増加等の制度の拡充及び支払月の変更について、対象者に周知しながら適切な支給に向けて取り組んだ。 【5】結婚支援 ・結婚支援のための人材育成：現代版仲人（ハートフルサポーター）の養成等 ・イベント・セミナーの開催：結婚希望者の自己研鑽のためのセミナーの開催等 ・「結婚応援地域連携会議」の開催 ・婚活支援事業補助金：県が運営する結婚マッチングシステムへの登録料の全額を補助 ・結婚新生活支援事業補助金：結婚に伴う新生活にかかる費用（住居費・引越費用）を補助 ・結婚支援員：結婚支援にあたる専門職員を配置（会計年度任用職員）
課題認識と今後の方針・改善点	【1】子ども・子育て支援事業計画の推進 ・少子化や子どもの貧困、児童虐待などの社会問題を背景に令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行されるなど、こどもが健やかに成長でき、安心して出産・子育てできる社会の構築が求められている。 ・庁内関係課長等で構成する子ども・子育て支援事業計画検討会議及び子育て支援に関する市民等で構成する子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、「市こども計画」で掲げる各施策・事業を推進していく。 ・子育て支援等の情報を子育て家庭に確実に伝えることが必要であるため、子育てに関する様々な情報を集約したガイドブックやポータルサイト等を活用しながら、幅広い子育てに関する情報を分かりやすく発信していく。 【2】教育・保育施設の利用者負担額の軽減 ・保育所等の利用者負担の軽減は、「子ども・子育て支援事業計画」に掲げる「子育て家庭への経済的支援」として実施しており、子育て世帯の家計に及ぼす効果は大きく、子どもを産み・育てやすい環境の形成に貢献している。 ・令和5年9月からの多子軽減の対象範囲拡大を継続し、利用者負担の軽減に取り組んでいく。 【3】子ども医療費の助成 ・少子化等の影響に伴い、事業費は減少傾向にあるものの、市民が安心して子育てするための重要な施策であり、安定した事業運営を図るため、財源の確保と利用者の適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う医療費の増加に対応していく。 ・適正かつ必要な受診につながるような広報活動を行い、事業の継続実施を図る。 ・県補助対象外である小学校1年生から小学校3年生までを補助対象にすること、所得制限と1レセプト1,000円の自己負担撤廃を要望していくとともに補助事業の継続を求めている。 【4】子育て世帯への経済的支援 ・児童手当の認定については対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないように、制度改正の内容も含め、引き続き対象者への周知に取り組みながら適正に支給し、子育て世帯を支援していく。 【5】結婚支援 ・人口減少・少子化対策として結婚支援への関心は高まっている。 ・出会いや婚活支援の直接の成果となるカップル成立数や結婚成立数を把握することは難しく、成果指標が見えにくい。 ・「出会いの場の創出」「自信をもって婚活に取り組むためのセミナーの開催」「婚姻に伴う経済的負担軽減」「結婚希望者を地域全体で支援する機運の醸成」に取り組み、若い世代が希望する時期に結婚できる環境を整備していく。

施策2	安心な妊娠・出産、育児等の支援
今年度の重点方針 (方向性)	安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。
取組状況	【1】妊娠・出産・育児への切れ目のない支援 ・平成30年に設置した子育て世代包括支援センターが担ってきた母子保健業務の機能を、令和6年度に設置したこども家庭センターの母子保健機能として引き続き実施している。 ・出産・子育て応援事業により、経済的支援と相談支援を一体的に実施し、妊娠後期の支援を拡充した。また、伴走型相談支援等の機会を活用して妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、助産師の配置により妊娠期から出産期の支援体制の強化及びニーズに合わせたきめ細やかな支援の提供に取り組んでいる。 【2】安心・安全な妊娠出産への支援 ・妊産婦の健康診査の助成回数や検査項目の拡充、さらに多胎妊婦への健診費用の追加助成、低所得妊婦への初回産科受診費用の助成、産後ケアの利用者負担の減免等により経済的負担の軽減を図るとともに産科医療機関と連携し支援が必要な方へ家庭訪問や電話による支援を行っている。 また、令和6年度から不妊治療費等の助成と遠方出産支援事業による助成を開始した。 【3】乳幼児期の育児支援 ・乳児家庭全戸訪問事業等により母子の状況把握に努め、子育て支援に関する情報を提供し支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供や保健師の訪問等に繋いでいる。 ・専門職による健診事後相談や5歳児発達相談事業の実施により、適切な対応や支援へ繋ぐよう努め、保育部門や教育部門との連携も図っている。 【4】乳幼児健康診査 ・乳幼児期からの生活習慣病予防を見据えた保健指導を実施するとともに、健診票の改正等により発達障がい等の早期発見、また3歳6か月児健康診査に眼科屈折検査（SVS）検査を導入し弱視等の早期発見にも取り組んでいる。 ・令和3年度より連絡票を活用し保育施設と連携した未受診児の状況把握等の対応を強化した。 【5】乳幼児のいる家庭への支援 ・子どもを安心して産み育てることができるよう、妊婦及び乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する正しい情報を提供することにより、子育て等に関する不安の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を促すための支援を行ってきた。
課題認識と 今後の方針 ・改善点	【1】妊娠・出産・育児への切れ目のない支援 ・妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応するため、こども家庭センターにおける情報の共有や関係機関との連携や強化に継続して取り組むとともに、相談しやすい環境の整備及び切れ目のない支援の提供に努める。 【2】安心・安全な妊娠出産への支援 ・母子健康手帳交付時における対面での実情把握や相談・情報提供、妊娠後期のアンケート及び相談の実施、産後の心身の回復状態に合わせて支援を行う産後ケアの実施等、妊娠の経過やニーズに合わせた支援を行う。妊産婦の不安解消や孤立防止を図るために、引き続き関係機関と連携した支援に努める。 【3】乳幼児の育児支援事業 ・保護者が安心して子育てをすることができ、子どもが望ましい生活習慣を身につけるために、発育・発達についての正しい情報の提供や専門的な支援も必要なことから、家庭訪問や相談事業、教室の実施による支援を継続する。 【4】乳幼児健康診査 ・子どもが健やかに成長するためには、基本的な生活習慣を身につけ丈夫なからだをつくることや、疾病や発達障がい等の早期発見も重要であることから、引き続き健診内容の充実に取り組む。また、未受診児への対応も含め関係機関との連携に引き続き取り組む。 【5】乳幼児のいる家庭への支援 ・地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に際して不安を抱えている家庭を早期に発見し、支援につなげていく必要性は高い。 ・子育て家庭への支援について、訪問件数は年々増加していく傾向にあるため、支援者である市民ボランティアの育成に努める。 ・ホームスタート事業などを展開しながら、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行い、子育てに不安を抱える家庭への支援の充実に取り組む。

施策3	未就学期から学齢期の成育環境の充実
今年度の重点方針(方向性)	多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとします。
取組状況	【1】保育サービスの充実 ・共働き家庭の増加等による保育需要の高まりに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行や地域型保育事業所の新設、さらには既存施設の定員変更等により保育枠の拡大に努めてきた。 ・病児保育については、令和5年度より新たな施設を開所した医療法人へ事業を委託した。 ・令和4年度には、広田保育所と河東第三幼稚園を統合した幼保連携型認定こども園の整備 ・運営方針について決定し、令和5年度には、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、民営化に向けた整備・運営スケジュールを見直した。 【2】児童健全育成事業 ・平成27年4月からこどもクラブの対象年齢を小学6年生まで拡大するとともに、利用時間の延長を行った。 ・学校内外にこどもクラブを設置し、民間委託により運営している。各施設の利用状況に応じた統廃合や拡充を進めてきた経過にあり、令和6年度からは、24箇所（52クラス）において利用児童を受け入れている。 ・待機児童の解消に向け、小学校の余裕教室や民間施設を活用したこどもクラブの増設、学区外のこどもクラブへのタクシー移送に取り組んでいる。 【3】児童館運営事業 ・児童館事業では、18歳未満のすべての児童に健全な遊びと生活の場を与え、健康の増進や情操を豊かにすることを目的に、様々な行事等を実施した。また、幼児クラブ事業では、幼稚園、保育所等に通っていない1歳以上の幼児と保護者を対象に、集団での遊びの指導、母親同士の交流及び育児相談の場を提供した。 ・児童館で実施しているこどもクラブを学校内に移設し民間委託により実施することに伴い、平成29年度をもって材木町児童館を、令和2年度をもって行仁児童センターを、令和3年度をもって城前児童センターを廃止し、機能を西七日町児童館1館に集約した。 【4】子どもの居場所づくり ・デジタル未来アート事業により、子どもの遊び場の提供やデジタル技術への興味・関心の醸成等を目的に平成27年度より「デジタルアート展」を開催するとともに、学校でのプログラミング講座の実施やプログラミングコンテストの開催など、デジタル技術に関する学びの機会を創出してきた。 ・加えて、既存の公共施設について、遊具更新等により、屋内遊び場の充実を図った。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】保育サービスの充実 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給し、教育・保育の質の向上を図っていく。 ・保育施設A I入所調整システムにより、保育施設側への内定通知までの期間短縮を図ることで、施設側の受入準備期間を十分に確保し、良質な保育の提供の促進に取り組んでいく。 ・病児保育については、今後の利用状況・利用者ニーズを把握しながら事業の円滑な運営を継続するとともに、近隣自治体のニーズを踏まえた市外児童の受け入れについて検討していく。 ・施設の老朽化の課題を含め、公立保育所の方向性について検討を進めていく。広田保育所の民営化については、教育・保育の質の確保や意欲ある民間法人の参入促進を図るため、スケジュールを変更し、公募により運営法人候補者を決定していく。 【2】児童健全育成事業 ・複数の学区で待機児童が発生していることから、将来的な児童数や利用率の推移を慎重に見極めながら、小学校内の余裕教室や民間施設を活用したクラス増設等により、引き続き待機児童対策に取り組んでいく。 ・放課後児童支援員に対して県や市主催の研修受講を推奨するなど、育成支援の専門性の向上に努めるとともに、学校やこどもクラブ受託法人との連携強化により、事業運営の改善にも取り組んでいく。 ・さらなる子ども・子育て環境の充実に向け、現行の多子軽減施策の拡充について検討していく。 【3】児童館運営事業 ・18歳未満の児童に対する遊びを中心とした健全育成のために、環境整備、事業のPR及び質的向上に努めていく。 ・児童館機能を含む施設の整備について、栄町第二庁舎の利活用及び県立病院跡地利活用の取組の中で、引き続き検討していく。 【4】子どもの居場所づくり ・地元ICT企業や地域でICT教育を行っている団体、会津大学、スマートシティAiCTの入居企業等の協力を得ながら、子どもが楽しみながらデジタル技術を学習できる機会を拡充することで、スマートシティとしての子どもたちの「学び場」や「遊び場」を提供していく。事業の実施にあたっては、企業等からの支援等を含めた事業の継続性・自主性を確保するための方策について検討する。 ・また、屋内遊び場を含む子どもの居場所について、栄町第二庁舎及び県立病院跡地の利活用に係る取組のなかで、引き続き検討していく。

施策4	子どもが安心して生活できる環境づくり
今年度の重点方針 (方向性)	ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。 また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を進め、ヤングケアラー世帯等も含めた、子どもや子育てに課題を抱える家庭への支援体制を強化します。
取組状況	【1】子どもの虐待防止の強化 ・子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化している中、児童虐待の未然防止・早期発見を図るため、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携強化を図るほか「虐待対応支援員」を配置し、よりきめ細かな相談対応や支援を行うための体制強化に取り組んだ。 ・令和3年度より開始した産後ヘルパー派遣事業を拡充し、妊婦からヤングケアラーも含めて対応できるように、子育て世帯訪問支援事業を令和5年度より開始した。 ・令和6年4月1日施行の児童福祉法等の一部を改正する法律等により、こども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図るほか、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制整備に取り組んだ。 【2】ひとり親家庭等への支援の充実 ・民設民営による母子生活支援施設の整備支援や各種手当、助成事業などを実施し、子育てと就業の両立が難しいひとり親家庭を支える体制づくりに取り組んだ。 【3】ひとり親世帯への経済的支援 ・食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯を対象に、経済的支援を目的として子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。 ・児童扶養手当における令和6年11月分からの所得限度額の引き上げ及び第3子以降の手当額増額の制度拡充について、対象者に周知しながら適切な支給に向けて取り組んだ。
課題認識と 今後の方針 ・改善点	【1】子どもの虐待防止の強化 ・家庭内の課題は複雑・多様化の傾向にあり、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関とのさらなる連携や支援体制の強化により、問題を抱えた家庭に対する支援を行う必要がある。 ・ヤングケアラーについては、令和4年度に県が実施した実態調査の結果を踏まえた支援体制の構築や啓発を図る必要があるとともに、子どもの心情に十分に配慮しながら、関係機関との連携により支援を行う必要がある。 ・ヤングケアラーへの支援に当たっては、支援者に対する研修会の実施や子育て世帯訪問支援事業等を活用しながら早期発見に努めるとともに、必要な支援につながるよう、教育委員会や学校等の関係機関と連携して取り組む。 ・こども家庭センターの設置により、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。 【2】ひとり親家庭等への支援の充実 ・ひとり親家庭等をはじめとして、市民から幅広く寄せられる相談に対して、家庭相談員などによる助言・指導・情報提供を行っていく。 ・ひとり親家庭医療費助成において、県補助金の対象外となっている1,000円の自己負担廃止について、県へ継続して要望していく。 【3】ひとり親世帯への経済的支援 ・児童扶養手当の認定については対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないように、制度改正の内容も含め、引き続き対象者への周知に取り組みながら適切に支給し、ひとり親世帯を支援していく。

施策5	障がいのある子どもたちの療育体制の充実
今年度の重点方針(方向性)	障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。
取組状況	【1】支援が必要となる子どもたちの早期発見、早期療育の推進 ・早期から子どもの特性を見出し、理解するとともに、障がいのある子どもたちが、地域で学び共に生きるための環境整備を図るとともに、「障がい児福祉計画」に基づきながら、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めてきた。 ・令和5年度に「第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある子どもへの支援体制の充実に取り組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】支援が必要となる子どもたちの早期発見、早期療育の推進 ・放課後等デイサービス等のサービス利用者数も増加していることから、今後も利用ニーズは高水準で推移していくものと考えられるため、今後も継続した事業実施が必要である。 ・障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じ支援していく。 ・関係機関と連携を図り、「第3期障がい児福祉計画」に基づきながら、児童発達支援センターの増設をはじめ、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めていく。 ・将来にわたる支援を見据え、障がいの早期発見・早期療育や障がいに対する親の理解促進のためのさらなる相談体制の強化を図る。 ・医療的ケア児や家族全体への支援を要する家庭等への支援など、より専門性の高い相談対応のため、相談支援専門員の資質向上が求められている。そのため、県の各種研修会等を活用しながら地域の相談支援体制を強化していくとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等の支援や関係機関との連携を図っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
4-1	ファミリー・サポート・センター事業	健康福祉部・こども家庭課
17-1	第2次健康わかまつ21計画の推進	健康福祉部・健康増進課
39-4	まちの拠点整備事業（県立病院跡地利活用事業）	企画政策部 企画調整課
41①-2	会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	企画政策部 スマートシティ推進室
35-2	スマートシティ会津若松推進事業	企画政策部 スマートシティ推進室

4 施策の最終評価

・政策分野1「子ども・子育て」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。

・施策1「子どもの育ちを支える取組の推進」については、新たに策定する「市こども計画」に沿って各施策や事業を推進するとともに、子育て世帯への経済的支援等を継続していく。

・施策2「安心な妊娠・出産、育児等の支援」については、令和6年度から開始した不妊治療費等の助成と遠方出産支援事業による助成制度を図るとともに、こども家庭センターにおける相談しやすい環境整備及び切れ目のない支援の提供を図ることで、引き続き安心して産み・育てられる環境整備に取り組む。

・施策3「未就学期から学齢期の成育環境の充実」については、こどもクラブにおける待機児童の解消に向け、小学校内の余裕教室や民間施設を活用したクラス増設等の検討を進める。

・施策4「子どもが安心して生活できる環境づくり」については、児童扶養手当の所得限度額の引き上げや手当額増額の制度拡充について、対象者への周知に取り組みながら、ひとり親世帯への支援を行うとともに、関係機関との連携を進め、子どもや子育てに課題を抱える家庭への支援体制の強化に取り組む。

・施策5「障がいのある子どもたちの療育体制の充実」については、「第3期障がい児福祉計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりに寄り添った支援と環境整備を図っていく。

5 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	重点事 業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年 度方 針	担当部・課
施策1 子どもの育ちを支える取組の推進							
1		◎	基本目標4		利用者負担軽減事業	継続	健康福祉部 こども保育課
2		◎	基本目標4		地方創生推進事業（結婚支援事業）	継続	企画政策部 協働・男女参画室
3		◎			子ども・子育て支援事業計画の推進	継続	健康福祉部 こども家庭課
4		◎		1.1	児童手当	継続	健康福祉部 こども家庭課
5		◎	基本目標4	2.1	子ども医療費助成事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
6			基本目標4		子育てガイドブック作成事業	継続	健康福祉部 こども保育課
施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援							
1	◎			3.8	1か月児健康診査事業	新規	健康福祉部 健康増進課
2	◎			3.8	乳幼児健康診査事業	継続	健康福祉部 健康増進課
3	◎		基本目標4	3.8	5歳児発達相談事業	継続	健康福祉部 健康増進課
4		◎		3.8	こども家庭センター事業（母子保健機能）	継続	健康福祉部 健康増進課
5			基本目標4	3.8	出産・子育て応援事業	継続	健康福祉部 健康増進課
6		◎		3.8	安全な妊娠・出産への支援事業	継続	健康福祉部 健康増進課
7			基本目標4	3.8	不妊治療費助成事業	継続	健康福祉部 健康増進課
8			基本目標4	3.8	育児支援事業	継続	健康福祉部 健康増進課
9		◎	基本目標4		ホームスタート事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
10		◎	基本目標4		ブックスタート事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
11		◎	基本目標4		子育て短期支援事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
施策3 未就学期から学齢期の育成環境の充実							
1		◎	基本目標4		乳幼児健康支援一時預かり事業	継続	健康福祉部 こども保育課
2			基本目標4		屋内遊び場の充実	継続	健康福祉部 こども保育課
3		◎		4.2	子どものための教育・保育給付事業	継続	健康福祉部 こども保育課
4			基本目標4		公立保育所運営事業	継続	健康福祉部 こども保育課
5			基本目標4		公立幼稚園管理運営費	継続	健康福祉部 こども保育課
6			基本目標4		へき地保育所運営事業	継続	健康福祉部 こども保育課
7			基本目標4		子育てのための施設等利用給付事業	継続	健康福祉部 こども保育課
8			基本目標4		特別保育事業	継続	健康福祉部 こども保育課
9		◎	基本目標4		児童健全育成事業	継続	健康福祉部 こども保育課
10		◎	基本目標4		児童館運営事業	継続	健康福祉部 こども保育課
11			基本目標4	4.4	地方創生推進事業（デジタル未来アート事業）	継続	企画政策部 スマートシティ推進室
12			基本目標4		就学前教育・保育施設整備交付金、安心こども基金特別対策事業補助金	継続	健康福祉部 こども保育課
13			基本目標4		利用者負担額賦課徴収事務	継続	健康福祉部 こども保育課
14			基本目標4		教育・保育施設等支援対策事業補助金	継続	健康福祉部 こども保育課
15			基本目標4		実費徴収に係る補足給付を行う事業	継続	健康福祉部 こども保育課
16			基本目標4		認可外保育施設助成事業	継続	健康福祉部 こども保育課
17			基本目標4		保育士研修等事業費	継続	健康福祉部 こども保育課
18			基本目標4		保育所等給食食材検査	継続	健康福祉部 こども保育課
19		◎	基本目標1		保育士宿舎借上支援事業	継続	健康福祉部 こども保育課
20			基本目標3		保育所等におけるICT化推進等事業	継続	健康福祉部 こども保育課
施策4 子どもが安心して生活できる環境づくり							
1		◎			児童虐待防止対策事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
2		◎			児童入所施設措置費	継続	健康福祉部 こども家庭課
3		◎	基本目標4	1.1	子どもの貧困対策	継続	健康福祉部 こども家庭課
4		◎	基本目標4		子ども未来基金事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
5		◎			家庭児童相談室相談業務	継続	健康福祉部 こども家庭課
6		◎		1.1	児童扶養手当	継続	健康福祉部 こども家庭課
7		◎	基本目標4		ひとり親家庭医療費助成事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
8		◎			ひとり親家庭自立支援給付金事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
9					母子父子寡婦福祉資金貸付	継続	健康福祉部 こども家庭課
10			基本目標4		就学遺児激励金	継続	健康福祉部 こども家庭課

施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実							
1		◎			障がい児福祉計画の推進	継続	健康福祉部 こども家庭課
2		◎			障がい児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	継続	健康福祉部 こども家庭課
3		◎			障がい児相談支援事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
4					障害児福祉手当・特別児童扶養手当	継続	健康福祉部 こども家庭課
5			基本目標 4		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	継続	健康福祉部 こども家庭課
6					自立支援医療（育成医療）	継続	健康福祉部 こども家庭課

※人口減少対策に資する事業を「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 子どもの育ちを支える取組の推進					
1	事業名	利用者負担軽減事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保育所、認定こども園等の利用者負担（保育料）について、利用児童に兄弟がいる世帯の「多子軽減」や、感染症に罹患した際の「感染症減免」により、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを生み・育てやすい環境を整える。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	96,967	78,138
			所要一般財源	96,967	78,138
			概算人件費	3,941	3,941
2	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	保育認定における多子軽減の基準について、国では、小学校就学前の児童から第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料としているが、市独自の支援策として小学3年生から第1子とカウントし、さらに令和5年9月からは、18歳未満を第1子とカウントするよう拡大した。 また、児童が感染症に罹患して、開所日数のうち6日以上登園できない場合、当該日数分を減免している。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・保育所等の利用者負担の軽減は、「子ども・子育て支援事業計画」に掲げる「子育て家庭への経済的支援」として実施しており、子育て世帯の家計に及ぼす効果は大きく、子どもを産み、育てやすい環境の形成に貢献している。 ・子育て世帯の負担軽減のため欠かせない事業であり、対象範囲を18歳未満へ拡充した多子軽減を今後も継続していく。			
	事業名	地方創生推進事業（結婚支援事業）		法定／自主	自主
2	担当部・課	企画政策部 協働・男女参画室		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	結婚希望者がその希望を叶えられるよう支援と地域全体で婚活を応援する環境づくりに取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	38,850	38,850
			所要一般財源	13,049	13,049
			概算人件費	3,638	3,638
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	現代版仲人養成講座の開催や結婚支援員の配置により、結婚を支援する人材の育成・確保に努めた。また、結婚希望者の自己研鑽のためのセミナーや出会いの場となるイベントの開催、県のマッチングシステムの登録料や結婚に伴う新生活にかかる費用（住居費・引越費用）の補助など、出会いや結婚への支援・きっかけづくりを行った。さらに、結婚希望者を地域全体で支援する機運醸成のため、商工会議所等市内の経済団体等と「結婚応援地域連携会議」を開催し、連携強化を図った。			
3	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	人口減少・少子化対策として結婚支援への関心は高まっているが、出会いや婚活支援の直接の成果となるカップル成立数や結婚成立数を把握することは難しく、成果が見えにくい。引き続き「出会いの場の創出」「自信をもって婚活に取り組むためのセミナーの開催」「婚姻に伴う経済的負担軽減」「結婚希望者を地域全体で支援する機運の醸成」に取り組み、特に若い世代が希望する時期に結婚できる環境を整備していく。			
	事業名	子ども・子育て支援事業計画の推進		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	「市子ども・子育て支援事業計画」における各施策を推進するとともに、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「次世代育成支援行動計画」を包含した「市こども計画」を新たに策定し、「こども」に対する事業・施策を推進していく。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	8,769	447
			所要一般財源	8,769	447
			概算人件費	3,032	1,137
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・平成25年度：子ども・子育て支援法に基づく「市子ども・子育て会議」設置 ・平成26年度：「第1期子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）策定 ・令和元年度：「第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）策定 ・令和6年度：こども基本法に基づく「市こども計画」を策定予定			
3	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・少子化や子どもの貧困、児童虐待などの社会問題を背景に令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行されるなど、こどもが健やかに成長でき、安心して出産・子育てできる社会の構築が求められている。 ・庁内関係課長等で構成する子ども・子育て支援事業計画検討会議及び子育て支援に関する市民等で構成する子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、「市こども計画」で掲げる各施策・事業を推進していく。			

4	事業名	児童手当	法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童の保護者等に対し、受給資格を認定し、児童手当を支給する。(令和6年10月より18歳到達後の最初の年度末までの児童の保護者等に対象者が拡大。)	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	1,781,925	2,360,970
			所要一般財源	277,392	219,962
概算人件費			23,383	23,383	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・個人番号を活用した情報連携の開始に伴う各種証明書類の添付省略や、令和4年度の制度改正に伴う一律の現況届の提出義務の廃止により、受給者の負担軽減を図るとともに、令和5年度より公会計となった学校給食費の申し出徴収を開始した。 ・令和6年10月分からの所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、多子加算の手当額増加等の制度の拡充及び支払月の変更について、対象者に周知しながら、適切な支給に向けて取り組んだ。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・手当認定は対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないように、制度改正の内容も含め、引き続き対象者への周知に取り組みながら適切に支給していく。 ・国が進める令和7年度のシステム標準化に向け、国の標準仕様書により現在の事務運用を見直していく。				
5	事業名	子ども医療費助成事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までの児童を対象に、子どもの疾病又は負傷の治癒を促進し、健康増進を図るとともに、保険診療の一部負担金を助成することにより、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減している。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	543,050	525,281
			所要一般財源	242,007	236,931
概算人件費			18,477	18,477	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成23年10月診療分からは入院を中学校3年生まで、入院外を小学校3年生までに拡充し、窓口無料化について市内のみから県内の医療機関等に拡大、平成24年10月診療分からは入院、入院外ともに18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで拡充、平成26年3月診療分からは医療費の窓口無料化について全国の医療機関等まで拡大、平成30年1月から市内での情報連携の条例等を整備し、所得・課税・控除証明書の省略を行った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・市民が安心して子育てしていくための重要な施策であり、安定した事業運営を図るため、利用者の適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、検査費や治療費が自己負担となったことにより助成額の増加が見込まれることから、扶助費等執行額の推移を注視し適切に対応していく。 ・国が進める令和7年度のシステム標準化との連携、令和8年度以降のPMH対応に向けたシステムの改修が必要であるため、対応方法・時期等を検討していく。				
6	事業名	子育てガイドブック作成事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	子育て家庭等による本市の子育て支援事業や各相談窓口等の利用促進を図るため、情報発信するためのガイドブックを作成し、市窓口や各教育・保育施設等で配布する。 合わせて、市ホームページ等にPDF版等を掲載し周知を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	327	0
			所要一般財源	327	0
概算人件費			420	420	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・本市と(株)サイネックスとの協定に基づき子育てガイドブックを協働作成し、子育て家庭へ向け市役所各窓口や保育所等を通じて配布したほか、市ホームページ等に電子媒体を掲載し、広く周知を図った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・今後の各種子育て支援事業の内容変更等を踏まえ、適宜、子育てガイドブックの改訂版を作成し、情報発信を継続していく。				

施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援					
1	事業名	1 か月児健康診査		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	新規
	概要 (目的と内容)	目的：乳児の健康の保持増進を図るとともに、健診費用の一部助成により経済的支援と切れ目ない支援の充実を図る。 内容：身体発育状況、栄養状態、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査等の実施状況確認、育児上問題となる事項の指導等	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	0	3,773
			所要一般財源	0	2,473
概算人件費			0	285	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	—				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	—				
2	事業名	乳幼児健康診査事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	目的：乳幼児の健康の保持増進を図る。 内容：集団健診は4 か月児、1 歳6 か月児、3 歳6 か月児を対象に実施、施設健診は新生児聴覚検査、先天性股関節脱臼等検診、9～10か月児健康診査を実施。集団健診時には、相談（育児、栄養、歯科）保健指導等もあわせて実施。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	22,883	22,883
			所要一般財源	22,883	22,883
概算人件費			22,977	22,977	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・社会性の発達状況をより詳細に確認し支援につなぐため、M-CHATの導入、問診票の改正を実施。 ・3 歳6 か月児健診に、弱視等の早期発見を目的に、眼科屈折（SVS）検査を導入し、弱視の発見及び治療開始率が上昇した。 ・虐待リスクが高いとされる健診未受診児について、連絡票の活用により保育施設等関係機関と連携できる体制を整備し、目視確認等の状況把握につながっている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・子どもの肥満やむし歯有病率は改善傾向ではあるが、全国と比較して高い状況であることから、実態把握に努め、基本的な生活習慣を身につけ、子どもが健全に成長していけるよう健診内容の充実に取り組む。 ・発達障がい等の早期発見・早期療育に繋ぐことができるよう社会性の発達に関する情報提供の強化と事業の検証、また、眼科屈折（SVS）検査について引き続き結果の検証を行う。 ・支援が必要な家庭については、こども家庭センターと連携した支援に取り組む				
3	事業名	5 歳児発達相談事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	目的：発達障がいを含む支援が必要な子どもの早期発見と保護者等が子どもの特性について理解を深める機会とし適切な対応へ繋ぐ。 内容：保護者へ発達質問票を送付し、返信された質問票の内容により保健師が支援を行い、必要に応じて相談事業や関係機関と連携を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	464	464
			所要一般財源	464	464
概算人件費			2,880	2,880	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・返信された発達質問票の内容に応じて支援を行い、必要に応じて専門職による発達相談を勧める等、適切な対応に努めた。 ・発達質問票の未返信者に対しては、保育部門との連携や保健師の連絡等により状況の把握に努めている。 ・教育部門や福祉部門と、発達に課題がある児への支援方法や情報共有方法について、協議を重ね課題を共有し、さらに連携が強化されるよう取り組んだ。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・社会性の発達や育児環境に課題がある場合は、保護者等と集団場面での行動の様子や特性について共有し、気づき、理解を深める機会となるよう、引き続き保健・保育部門の双方から本事業の活用を促す。 ・国において出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施として5 歳児健康診査の全国展開に向けた支援の実施が開始されたが、健康診査の導入については、医師や心理相談を担当する専門職の確保について課題があるため、実施体制及びフォロー体制について検討を進める。				

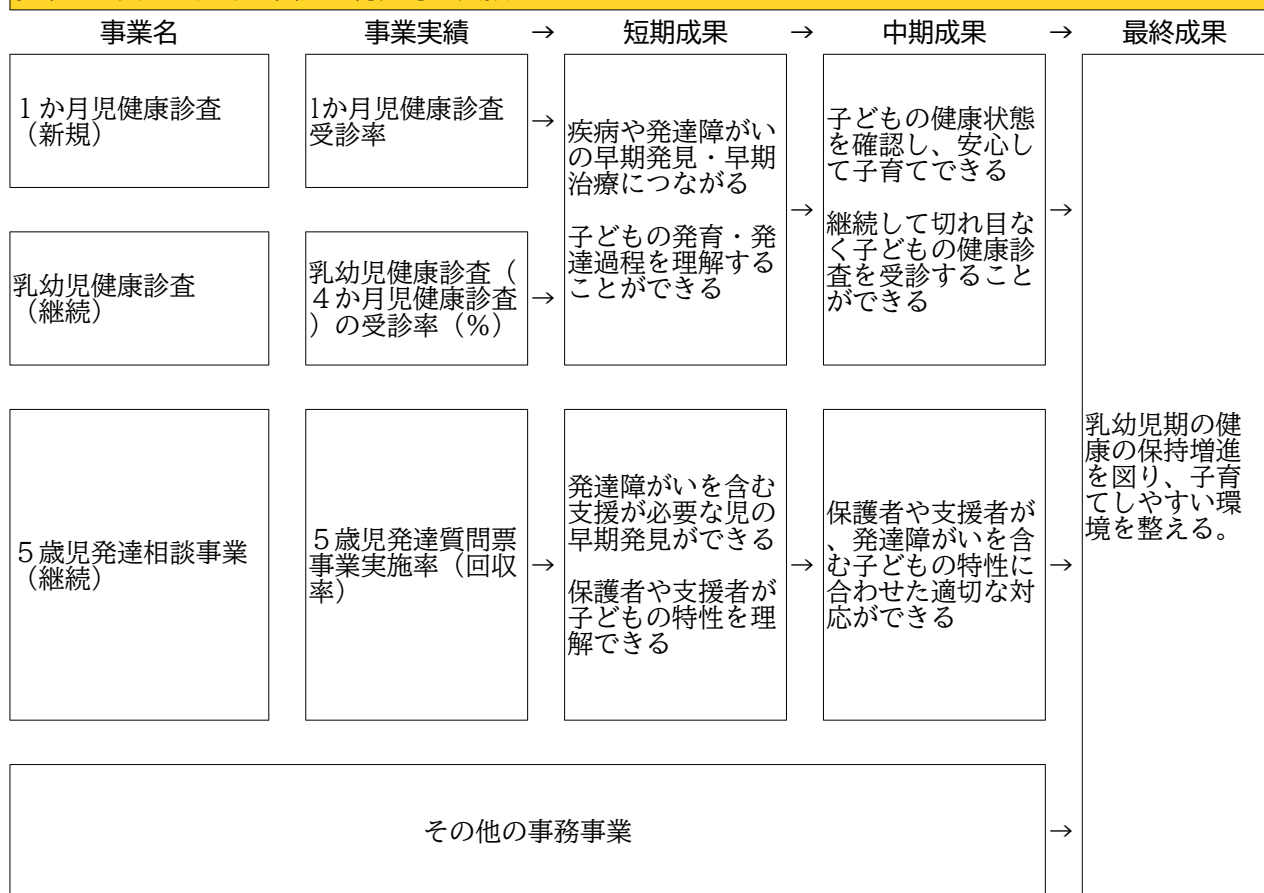
4	事業名	こども家庭センター事業（母子保健機能）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	こども家庭センターにおける母子保健機能は、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児等に切れ目のない支援を提供する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 （予算）	令和7年度 （見込み）
			事業費	7,333	7,333
			所要一般財源	3,331	3,331
概算人件費			8,177	8,177	
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	・妊産婦や乳幼児の実情把握や相談に応じ、必要な情報提供や保健指導等を行い、特に支援を要する場合は、定期支援検討会や産科医療機関と連絡会により情報共有や支援内容の検討・評価をし、支援体制の強化を行った。 ・平成元年に母子保健コーディネーターとして助産師を配置した。さらに令和3年度、令和5年度に各1名増員し、妊産婦支援の充実に努めた。 ・令和5年4月に妊娠後期アンケートと面談、また7月にオンライン相談を開始した。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	・妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応する必要があることから、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握して、相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を継続して実施する。 ・特に、福祉部門の支援を必要とする対象者については、こども家庭センター統括支援員や児童福祉機能の職員との連携を図り対応を行っていく。				
5	事業名	出産・子育て応援事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	経済的支援と伴走型の相談支援を一体的に実施することで、相談機関へのアクセスがしやすくなり、また必要な支援につながりやすくなる。その結果、ニーズに即した効果的な支援が可能となり伴走型の相談支援の実効性をより高めていくものである。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 （予算）	令和7年度 （見込み）
			事業費	72,502	72,502
			所要一般財源	12,702	12,702
概算人件費			4,170	4,170	
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	妊娠届や出生届の届出を行った妊婦・子育て世帯に対して、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援に繋ぐ伴走型の相談支援を行うとともに、出産育児関連品等の購入に係る費用を助成した。 ・令和5年度末、企画調整課スマートシティ推進室主導で、経済的支援の受け取り方法に会津コインを追加した。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のために、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようにしていく必要がある。 ・会津コインによる受け取りを選択した方への円滑な業務遂行に努める。				
6	事業名	安全な妊娠・出産への支援事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 （目的と内容）	目的：妊産婦の経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠中から産後も安心して子育てできる支援体制を確保する。 内容：母子健康手帳交付時に保健指導・相談等を実施、妊産婦健康診査の助成、産後ケア事業及び産科医療機関との連携による支援の実施。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 （予算）	令和7年度 （見込み）
			事業費	98,262	98,262
			所要一般財源	92,689	92,689
概算人件費			3,411	3,411	
これまでの 取組状況 （主な取組と 成果）	・妊産婦の健康診査の助成回数や検査項目の拡充、さらに多胎妊婦への健診費用の追加助成、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成、産後ケアの利用者負担の減免の拡充、遠方出産支援事業などにより経済的負担の軽減を図っている。 ・妊婦アンケート（妊娠届出時・妊娠後期）による相談の他、産科医療機関と連携し支援が必要な方へ家庭訪問や電話による支援を行い、不安や悩みを軽減し安心して子育てができるよう妊娠期からの支援を実施している。				
事業の検証 （課題認識/ 今後の方針・ 改善点）	・妊娠届出数は減少しているが、支援を必要とする妊産婦は増えているため、母子健康手帳交付時の専門職との対面による状況把握と保健指導を継続し、切れ目のない支援により安心して妊娠期を過ごし出産に望めるよう取り組む。 ・産後ケアの利用など必要なサービスの利用や支援につながるよう引き続き関係機関と連携し、妊婦の不安解消や孤立化防止を図る。				

7	事業名	不妊治療費等助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	目的：不妊治療等における経済的負担の軽減を図る。 内容：福島県が実施する保険適用外の生殖補助医療及び妊孕性温存療法等を受けた方へ、治療費の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	17,726	17,726
			所要一般財源	17,726	17,726
概算人件費			3,753	3,753	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・令和6年6月に不妊治療費等助成事業要綱を制定し事業開始した。（令和6年4月1日以降に治療を終了した方へ遡及して適用） ・市ホームページに掲載し周知を図る他、福島県会津保健福祉事務所や市内の産科医療機関、妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療を実施する医療機関にチラシを設置し事業の周知を行う。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・保険適用外となる不妊治療、妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療については経済的負担が大きいため、治療費用の一部助成を行うことで、経済的負担が軽減し、安心して不妊治療等を受けられるよう取り組む。 ・令和6年度から事業開始のため、県や産科医療機関等と連携し、事業の周知に取り組む。				
8	事業名	育児支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・健康増進課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	目的：保護者が子どもの発育・発達について理解し、養育上の問題の改善や不安を軽減することで親子の心身の健康の保持・増進を図る。 内容：健診事後相談や乳児家庭全戸訪問、未熟児訪問、離乳食教室、未熟児に対する養育医療の給付等を実施。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	8,847	8,847
			所要一般財源	2,427	2,427
概算人件費			15,744	15,744	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・各母子保健事業により、不安や悩みを傾聴し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供や医療機関の受診等につながるよう努めている。 ・出産・子育て応援事業の開始に伴い、乳児家庭全戸訪問事業を産後の面談に位置付け、面談後子育て応援給付金申請書の交付を開始したことで、乳児家庭全戸訪問の実施率が向上した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・子育てを取り巻く環境の変化により、育児不安や負担感が増大しやすい状況下にあるため、引き続き、乳幼児の発育・発達について、正しい情報の提供と専門的な支援を行うことで、保護者の育児力を高め、また、子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるように取組を進める。 ・保護者へ切れ目なく必要な支援ができるよう、関係機関とより一層の連携を図る。				
9	事業名	ホームスタート事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に当たり不安を抱えている家庭に、研修を受けた市民ボランティアが訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をするなどの支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	3,500	3,510
			所要一般財源	1,750	1,755
概算人件費			137	137	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・訪問件数は年々増加傾向にあり、子育て家庭からの訪問依頼に対応できるよう、専門研修を実施するとともに、市民ボランティアの増加に取り組み、養育不安の軽減を図っている。令和元年6月より、産後に加え妊婦も支援対象とした。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中、子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭、出産に際して不安を抱えている家庭を、こども家庭センター等を活用しながら早期に発見し、支援につなげていく必要がある。 ・訪問支援のニーズは高い傾向にあるため、市民ボランティアの増加・育成に取り組む。				

	事業名	ブックスタート事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	4 か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、子育てにおける読み聞かせの重要性を啓発し、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに、安心して子育てができる環境づくりに寄与する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	680	758
			所要一般財源	0	0
概算人件費			546	546	
10	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・市で実施する4 か月児健康診査において、乳児及びその保護者にボランティアが絵本の読み聞かせを行い、絵本等を配付した。 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、読み聞かせボランティアによる読み聞かせは行わず、こども家庭課職員によるブックスタートパックの手渡しに留めていたが、令和6年11月現在は、希望者への読み聞かせを行っている。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・4 か月児健康診査未受診者への絵本等の配付については、児童の状態確認を兼ねた個別家庭訪問等の実施により、対象者全員への配付に努める。 ・乳幼児の段階から読み聞かせや親子のふれあいの大切さを経験してもらい、楽しい子育ての時間を過ごすきっかけを届けるため、関係機関との連携を図るとともに、絵本への愛着や絵本を通した子育てにつなげていけるよう取り組む。			
	事業名	子育て短期支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難な場合や、DV等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、一定期間の児童の預かり又は母子を入所させることにより、育児の負担軽減や児童虐待の未然防止、母子の安全確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	519	555
			所要一般財源	199	213
概算人件費			546	546	
11	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・社会福祉法人たちあおいへ業務委託し、平成29年7月から事業開始した。委託先において受入体制の整備を行い、サービスを必要としている家庭への支援を行っている。 ・令和3年度及び令和4年度においては、安定したサービス提供を図るため、新型コロナウイルス感染症予防対策として必要な措置を講じた。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・核家族化の進行や就労形態の多様化等により、従来の保育サービスでは対応できない子育て支援のニーズが生じており、特に家事や仕事、子育てとの両立を迫られるひとり親家庭においては、保護者の子育て負担の軽減策が重要となっている。 ・支援を必要としている世帯が、必要時に適切に事業利用できる体制を整備する。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 安心な妊娠・出産、育児等の支援



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R4	R5	R6	R7	R8
1か月児健康診査	産後1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケア を十分に受けることができた割合（%）	89.8	90.8			
乳幼児健康診査	3歳6か月児健康診査の受診率（%）	97.3	98.5			
5歳児発達相談事業	観察を要する子どもの支援実施率	98.1	97.1			

施策3 未就学期から学齢期の成育環境の充実					
1	事業名	乳幼児健康支援一時預かり事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	病気のため集団生活が困難であるが、日中保護者が家庭で保育することができない生後6か月から小学3年生までの児童を、病児保育所において一時的に預かる。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	18,654	22,811
			所要一般財源	12,150	14,703
			概算人件費	455	455
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・平成11年度から「病後児保育」を、平成23年度から「病児保育」を医療法人社団新生会への委託により実施していたが、同医療法人の業務縮小のため、令和5年度より、新たに「キッズケアにじいろ」を開所した医療法人清信会へ事業を委託した。令和5年9月より、利用者の利便性向上と、スタッフの負担軽減のため、オンライン予約システムを導入した。 ・令和5年度より新たな法人への委託により事業を開始した。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・改善点)	・今後も緊急時における子育てと就労の両立支援のため、保護者が安心して利用できるよう事業の運営を継続していく。 ・今後の利用状況・利用者ニーズを把握しながら事業の円滑な運営を進めていく。また、近隣自治体のニーズを踏まえた市外児童の受け入れについて検討していく。			
2	事業名	屋内遊び場の充実		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	既存の公共施設（ふれあいハウス、西七日町児童館）における遊具更新等により、屋内遊び場の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	121	0
			所要一般財源	121	0
			概算人件費	61	0
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・ふれあいハウスへの新規遊具（令和5年度：ボルダリングパネル、複合室内遊具、幼児用テーブル、ソファ、バランスボール等、令和6年度：室内遊具等）の導入 ・西七日町児童館の既存遊具（令和5年度：卓球台）の更新、新規遊具（令和5年度：室内ジャングルジム）の導入			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・改善点)	・屋外遊び場（公園）や冬期間・雨天時等に利用できる屋内遊び場については、その整備・充実に向け以前より多くの意見・要望が寄せられている。 ・特に屋内遊び場整備については、栄町第二庁舎及び県立病院跡地を活用した子どもの居場所づくりの中に位置付け、取り組んでいく。			
3	事業名	子どものための教育・保育給付事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	教育・保育給付認定を受けた子どもの教育・保育を実施するため、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し、国で定めた公定価格により算出する施設型給付費等を給付する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	3,986,888	4,599,144
			所要一般財源	1,042,686	1,181,169
			概算人件費	5,457	5,457
	これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業者が給付対象施設に追加され、公定価格により算出した給付費を給付している。 【給付対象施設給付対象施設（令和6年4月1日現在）】 認可保育所（8施設）、幼保連携型認定こども園（20施設）、幼稚園（1施設） 地域型保育施設（8施設）			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・改善点)	・国で定める公定価格の単価改正や保育士の処遇改善等加算の加算率引上げ、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化等により、給付費は増加傾向にある。 ・充実した保育の実施及び施設運営の安定化に資するため、各施設の状況に応じた適切な給付に努めていく。 ・こども誰でも通園制度については、令和8年度からの本格実施に向けて準備を進めていく。			

4	事業名	公立保育所運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保護者の就労などにより保育を必要とする乳幼児に対し、公立の保育所において保育を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	68,828	81,081
			所要一般財源	37,916	53,605
概算人件費			431,711	431,771	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・中央保育所は、私立保育施設では受入れ困難なケースの障がい児保育の実施や、市内で唯一の産休明け保育の実施など、保護者の多様な保育ニーズに対応している。 ・広田保育所は、河東第三幼稚園の統合及び幼保連携型認定こども園とすることに加え、令和4年度には当該施設を民営化することをはじめとした整備・運営方針を決定した。令和5年度には、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、民営化に向けた整備・運営スケジュールを見直した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・広田保育所の民営化を円滑に進め、移管先法人が安定した施設運営をするため、令和7年度に民間法人との合同保育を実施するなど、環境整備を図る必要がある。 ・障がい児の利用希望の増加や施設の老朽化等に対応するため、中央保育所の建て替え等の検討を進めていく。				
5	事業名	公立幼稚園管理運営費		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	入園児へ幼児教育の場を提供するとともに、施設を適切に維持管理し、幼児教育の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	18,287	20,582
			所要一般財源	18,243	20,534
概算人件費			43,034	43,034	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成29年7月から一時預かり事業を拡充（長期休園日での実施）し、児童数の減少に対応するため、令和3年4月から3歳児の受入れを開始、令和4年4月から満3歳児の受入れを開始した。 ・令和2年度には、広田保育所と河東第三幼稚園を統合し幼保連携型認定こども園として整備・運営していくこととし、令和4年度に整備・運営方針について決定した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・少子化の進行や保護者の就労形態の多様化により児童数の減少が続いているが、保護者からは、特色ある教育や少人数での教育を高く評価されている。 ・築35年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、改修・修繕等を行い建物の維持管理を行っていく。 ・令和8年度に予定していた河東地区幼保連携型認定こども園への統合の時期が令和9年度に変更となったことから、円滑な業務移行に向けて取り組んでいく。				
6	事業名	へき地保育所運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	交通条件等により児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地区の保育を必要とする児童を「湊しらとり保育園」で集団保育することにより、児童の社会性を育むとともに児童福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	54,793	54,927
			所要一般財源	54,793	49,917
概算人件費			304	228	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成21年度から、湊地区の4つのへき地保育所を統合し、会津若松市社会福祉協議会を指定管理者として「湊しらとり保育園」での集団保育を開始し、平成25年度以降についても、会津若松市社会福祉協議会が指定管理者として運営にあたっている。 ・令和6年度で現行の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者候補者の選定を行った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・令和7年度から新たな指定管理期間となる。 ・平成27年4月の子ども・子育て支援新制度により、国では、へき地保育所に対する補助制度を廃止し、特例地域型保育又は施設型給付の対象施設への移行を推進している。給付対象施設となれば、地域住民優先とはならず、利用者負担が応能負担となるなどの課題もあるため、今後、保護者や地域の意見等を聞きながら協議していく必要がある。				

7	事業名	子育てのための施設等利用給付事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	施設等利用給付認定を受けた子どもが、新制度未移行幼稚園・認可外保育施設・幼稚園等の預かり保育等を利用した際の利用料について、国が定めた上限額の範囲内で、保護者または利用施設へ給付を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	28,699	23,782
			所要一般財源	7,176	5,891
			概算人件費	3,638	3,638
7	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付認定を受けた子どもが以下の対象施設や事業を利用した際の利用料について、給付を行っている。 【対象施設・事業】 新制度未移行幼稚園、幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・令和元年度から開始された国の幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行していない幼稚園の利用料、保育の必要性の認定を受けた児童の認可外保育施設等の利用料及び新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用する児童の預かり保育の利用料等が無償化の対象となった。 ・対象事業を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、適切な給付に努めている。			
	事業名	特別保育事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
8	概要 (目的と内容)	子育て家庭の負担軽減のための各種保育サービスを特別保育事業（延長保育・一時預かり・障がい児保育等）として実施し、児童福祉の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	514,700	649,186
			所要一般財源	225,010	266,779
			概算人件費	1,895	1,895
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・特別保育事業を実施する私立施設等へ補助金を交付している。 ・令和元年度から、心身障がい児教育事業の補助基準額について、障がい児保育事業と同額とする引き上げを行った。 ・令和4年度からは、「医療的ケア児等の支援に関する法律」の施行に伴い、医療的ケア児の受入れにかかる「医療的ケア児保育支援事業」を追加した。			
9	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業として市が実施すべき13事業のうち、本事業で実施している各種保育サービスのほか、利用者のニーズや利用状況などを踏まえながら、子育て家庭の負担軽減を図っていく必要がある。 ・子育て家庭の負担軽減のため、施設における各種保育サービスの提供や、多様な子育て支援の体制整備を引き続き推進していく。			
	事業名	児童健全育成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を活用しながら放課後児童支援員を配置し、適切な生活と遊びの場を提供することにより、児童の健全育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	743,274	898,261
			所要一般財源	220,911	342,315
			概算人件費	17,051	17,051
9	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成27年度から、対象児童を拡大（小学3年生まで→小学6年生まで）し、利用時間を延長（18時まで→19時まで）した。 ・各こどもクラブの利用状況に応じ、こどもクラブの統廃合・拡充等を進めている。 令和5年度は大戸地区でのこどもクラブの新設に向け準備を進め、令和6年4月より大戸こどもクラブを含めた24施設（52クラス）を民間委託により運営している。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・複数の学区で待機児童が生じていることから、児童数や利用率の推移を慎重に見極めながら、こどもクラブ増設等により、その解消を図っていく。また、放課後児童支援員の研修受講を推奨するなど、支援員の専門性の向上に努めるとともに、学校やこどもクラブ運営受託法人との連携強化により、事業運営の改善にも取り組んでいく。 ・さらなる子ども・子育て環境の充実に向け、他自治体の事例などについて研究していく。			

10	事業名	児童館運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	18歳未満のすべての子どもを対象にして、児童の遊び及び生活援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	5,326	6,075
			所要一般財源	5,310	6,056
概算人件費			19,233	19,233	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・児童館事業：スポーツや工作、四季の行事、伝統行事等（月～土）。 ・幼児クラブ事業（月・水・金）：子育て家庭の遊び場・交流の場。育児相談。 ・令和2年度をもって行仁町児童センターを、令和3年度をもって城前児童センターを廃止し、機能を西七日町児童館1館に集約した。 ・令和3年度から西七日町児童館において、中高生の居場所作りのため「中高生プライムタイム」を試行し、令和4年度から「児童館プライムデー」を実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・市内の児童を対象としているが、市民からの認知度が低いことや、利便性が良くない場所に立地していることもあり、学童以外の自由来館利用者が少ない。 ・乳幼児の遊び場、保護者の交流の場としてのニーズに対応していく必要がある。 ・児童の健全育成のための環境整備、事業のPR及び質的向上に努めていく。				
11	事業名	地方創生推進事業（デジタル未来アート事業）		法定／自主	自主
	担当部・課	企画政策部 スマートシティ推進室		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	会津大学や地元ICT企業等との連携のもと、子どもが楽しみながらデジタル技術を学ぶことができる体験イベント等を実施することで、冬期間等の子育て環境の充実と、学びの機会を創出するとともに地元ICT企業等の技術力向上やしごとづくりを図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	17,000	15,000
			所要一般財源	4,240	5,000
概算人件費			2,696	2,729	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	スマートシティとしての子どもの遊び場の提供やデジタル技術への興味・関心の醸成等を目的に平成27年度より「デジタルアート展」を開催するとともに、学校でのプログラミング講座の実施やプログラミングコンテストの開催などを行ってきた。さらに、地元ICT企業等が開発した「デジタル未来アート展」のコンテンツが首都圏等のイベントで活用されるなど、地元企業等の技術力向上やしごとづくりにもつながっている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	特に「デジタル未来アート展」については、デジタル技術を活用した子どもの遊び場として定着しつつあり、地元ICT企業等の稼ぐ力の向上にも寄与するなど、着実に成果が上がっている。 現在認定を受けている国の交付金の事業期間が令和6年度までであることから、引き続き財源の確保に努めるとともに、県立病院跡地利活用事業におけるデジタルルームへのデジタルコンテンツの常設につなげていく。				
12	事業名	就学前教育・保育施設整備交付金、安心こども基金特別対策事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保育所、認定こども園の新設、修理、改造又は整備等に要する経費の一部に充てるため、補助金を交付し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	100,833	397,311
			所要一般財源	6,736	15,722
概算人件費			948	1,895	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・施設整備による保育定員枠の拡大（幼稚園→認定こども園へ） ・老朽化施設の更新による教育・保育環境の整備 ・令和2年度、令和3年度及び令和5年度に各1施設の幼保連携型認定こども園の整備が完了した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・0～2歳児を中心とした潜在的待機児童がいるものの、保育の受け皿は一定程度充足している。一方、老朽化した施設の改築や、保育の必要性の有無に関わらず柔軟に子どもの受入れを行うため、保育所から幼保連携型認定こども園への移行に合わせた施設整備のニーズがある。 ・今後の施設整備については、施設の安全面の確保や教育・保育環境の充実等、ニーズに照らし合わせながら、必要性を個別に精査し、進めていく。				

13	事業名	利用者負担額賦課徴収事務		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	児童福祉法に基づき、認可保育所の入所児童に係る利用者負担について、賦課・徴収を行ってきた。 平成27年度からは、認可保育所に加え、新制度に移行した認定こども園等を利用する児童の利用者負担額の算定も行っている。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	12,257	13,425
			所要一般財源	12,257	13,425
概算人件費			12,629	12,629	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成19年度に徴収方法を施設での集金から口座振替に変更したことに伴い、滞納額が増加したため、平成21年度には、滞納対策を目的に任期付短時間勤務職員（令和2年度から会計年度任用職員）2名を配置した。平成23年度からは、税外収納対策として納税課との連携を強化、平成25年度から滞納処分の本格運用を開始した。 ・平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う利用者負担額の算定・徴収を行っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・利用者負担額は、その確保と納付者の公平性を維持することが重要であり、これまで増加傾向にあった滞納額は、納税課との連携により調査・差押え等の滞納処分を行い、減少傾向となっている。しかしながら、新規滞納者も加わることから、引き続き徴収体制の強化を図っていく必要がある。 ・令和7年11月から国が進めている基幹業務システムの標準化に対応するため、国の標準仕様書に基づいたシステムへの移行準備を行っている。				
14	事業名	教育・保育施設等支援対策事業補助金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	民間の特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者に対し、保育士確保、保育の質の向上等を目的として補助金を交付し、保育事業の充実を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	93,878	79,702
			所要一般財源	61,667	46,239
概算人件費			758	758	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、当該補助金の見直しを行うとともに、年度途中での入所児童受入れにかかる保育士確保経費を盛り込むなど、保育の質の向上及び保育士の処遇改善を目的とした補助金として再編した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・保護者の仕事復帰を支援するための年度途中の入所児童受入れにかかる保育士確保経費や保育士の専門研修費、さらには、市内の保育施設へ新たに勤務することとなった保育士への支援については、教育・保育施設、地域型保育事業者における保育の質の向上を図るためにも必要であることから、今後も継続して支援していく。 ・保育士の業務負担の軽減を図るため、園外活動時の見守り等、保育にかかる周辺業務を行う保育支援者の配置を支援していく。				
15	事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	生活保護受給世帯等が、教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、給食費等の費用の一部を補助し、子どもの健やかな成長を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	639	720
			所要一般財源	215	240
概算人件費			190	190	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成30年度の事業開始から、対象児童が利用する保育所及び認定こども園等への事業内容の説明及び保護者への周知を行い、対象世帯に対し補助金の交付を行っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、従来の幼稚園を利用する低所得世帯の児童の給食費については、本事業による補助金の交付を行うこととした。 ・対象世帯の経済的負担軽減のため、補助金の交付による支援を継続していく。				

16	事業名	認可外保育施設助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	認可外保育施設に対し、入所児童の処遇の向上及び保育の充実を図るため補助金を交付する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	985	689
			所要一般財源	471	326
概算人件費			455	455	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・認可外保育施設は、保護者の勤務形態の多様化や途中入所等で認可保育所等に入所できない児童を受け入れるなど重要な保育資源であるが、その財政基盤は弱いことから、運営を支援するための補助金を交付している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・就労と子育ての両立支援、入所児童の保育の充実と保育士の処遇向上のため、支援を継続していく必要がある。 ・令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性の認定を受けた認可外保育施設の入所児童も無償化の対象となった。 ・幼児教育・保育の無償化の対象施設の要件として、県の指導監督基準を満たす運営体制の整備が必要となることから、県と連携して取り組んで行く。				
17	事業名	保育士研修等事業費		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保育士の専門性向上及び質の高い人材の安定的な確保、保育士の人材確保のため、保育士等の研修事業への支援や市主催の研修会を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	354	356
			所要一般財源	303	304
概算人件費			1,894	1,894	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・会津若松市保育士会・会津若松市幼児教育振興協会が実施する研修事業へ補助金を交付し、保育や幼児教育の質の向上を図っている。 ・また、乳児保育の質の向上を図る乳児保育研修や保育士人材確保のための潜在保育士の復帰を支援する研修を実施している。市主催の保育士復帰研修会においては、参加者の再就職につながるなどの成果があった。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・教育・保育の質の向上を図るため、引き続き、市保育士会及び市幼児教育振興協会が実施する研修事業への支援を継続していく。 ・潜在保育士の復帰支援研修会は、参加者の再就職につながるなど、保育士不足解消のため、必要不可欠な研修会となっているが、参加申込みが少ないため、周知や内容の見直しを検討していく。				
18	事業名	保育所等給食食材検査		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保育所等の給食食材の安全確保と保護者の不安軽減を図るため、自園調理を行う保育施設等の給食食材検査を実施する。また、検査結果を市ホームページで公開し、保護者等への情報提供を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	6,086	2,004
			所要一般財源	191	190
概算人件費			2,653	2,653	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により給食食材の放射能汚染が問題となり、平成24年5月から給食の食材検査を開始。令和3年度には、1品目より10ベクレルの放射性セシウムが検出されたため、法定基準値（100ベクレル未満）ではあるが、給食での使用を控えるとともに追跡調査（再検査）を実施。令和4～5年度は、検出品目なし。 ・令和5年度、県からの「事業実施については検査を希望する施設において実施すること」との通知を受け、令和6年度は検査を希望する13施設において実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・原子力発電所事故から12年が経過し、これまでの検査結果により、食材の安全性は十分に確認されていることから、今後の検査実施については、県補助の継続や学校給食の検査状況を踏まえて検討していく。				

	事業名	保育士宿舎借上支援事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保育士が働きやすい環境の整備や、保育士の就業及び離職防止を図るため、事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	9,900	8,316
			所要一般財源	3,036	2,244
概算人件費			379	379	
19	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・補助金の交付 令和2年度：4施設（保育士7人分） 令和3年度：9施設（保育士20人分） 令和4年度：10施設（保育士22人分） 令和5年度：11施設（保育士19人分）			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・子育て世帯の保育ニーズに対応する上で、保育士確保は保育事業者の重要な課題であり、事業者が保育士を確保するための支援策が必要となっている。 ・本事業は、保育士確保に資する取組であり、保育事業者からのニーズも高いことから、継続して取り組んでいく。			
	事業名	保育所等におけるICT化推進等事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども保育課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）にかかるICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	1,350	2,625
			所要一般財源	450	875
概算人件費			569	569	
20	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・私立施設への補助 令和4年度 9施設、令和5年度 7施設 ・公立施設へのシステム導入 令和4年度 2施設			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・保育士の業務負担軽減はもとより、感染症による休園等の際にも一斉に保護者へ通知することができるため、保育施設等におけるICT化の必要性は、大きく高まっている。 ・保育システムの導入を希望する施設に対して支援を行い、保育施設等におけるICT化を推進していく。			

施策4　子どもが安心して生活できる環境づくり					
1	事業名	児童虐待防止対策事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、関係機関等との連携を図り、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の早期発見、早期対応を行い適切な支援に努める。また、児童虐待の未然防止のための啓発活動や支援者を対象とした研修会を実施して資質向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	11,982	24,885
			所要一般財源	4,642	11,363
			概算人件費	18,188	18,188
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・要保護児童対策地域協議会により、児童虐待防止活動を推進するとともに、令和6年度にこども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図るほか、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制整備に取り組んだ。 ・「虐待対応支援員」を配置し、よりきめ細かな相談対応や支援を行ってきた。 ・令和3年度より開始した産後ヘルパー派遣事業を拡充し、妊婦からヤングケアラーも含めて対応できるよう、令和5年度より子育て世帯訪問支援事業を開始した。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・こども家庭センター等との連携を図りながら、支援が必要な子どもとその家庭に対し、適切な子育て施策につなげられるよう連携体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に継続して取り組んでいく。また、幅広い支援に対応するため、児童相談システムの今後のあり方についても検討していく。 ・ヤングケアラーへの支援に当たっては、支援者に対する研修会の実施や子育て世帯訪問支援事業等を活用しながら早期発見に努めるとともに、必要な支援につながるよう、教育委員会や学校等の関係機関と連携して取り組む。			
	事業名	児童入所施設措置費		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
概要 (目的と内容)	経済的理由により入院出産ができない妊婦を助産施設へ入所させ、分娩とその費用を支援する。 養育不安等を抱え、在宅での生活に問題のある母子世帯に対し、母子生活支援施設において自立支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)	
		事業費	30,676	28,635	
		所要一般財源	7,671	7,160	
		概算人件費	1,819	1,819	
2	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・助産施設は毎年数件の利用があり、生活保護受給者など、経済的理由により入院出産が困難な妊婦が安全に出産できるよう支援を行っている。なお、県が指定する医療機関であり、本市内には2か所ある。 ・平成29年7月に開所した民設民営の母子生活支援施設（入所定員10世帯）へ、養育支援等が必要な母子の入所を決定し、支援計画に基づき母子が自立できるよう支援を行っている。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・医療機関をはじめとする関係機関と連携し、助産が必要な母子の把握に努めるとともに、支援を必要とする母子家庭が自立に向けた生活を送ることができるよう、施設入所による支援を継続していく必要がある。 ・医療機関等と連携し、経済的な困難を抱える妊婦が適切な環境で安心して出産できるよう支援していく。また、支援を必要とする母子世帯については、施設と関係機関で連携を図りながら、各世帯の状況に応じた支援を継続していく。			
3	事業名	子どもの貧困対策		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があることから、将来を見据えた支援体制や連携のあり方等について組織横断的な検討を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	910	910
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・各種子育て支援施策に生かすことを目的とし、平成28年度に県が実施した実態調査のうち、本市分のデータのみの集計・比較を行った結果、教育の支援の重要性や既存の各種支援制度等が十分活用されていない現状など、県と市の比較でほぼ同様の傾向がみられた。また、子どもの貧困対策は令和5年度よりこども家庭庁に移管された。 ・令和元年に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、貧困対策計画の策定について、第2期子ども・子育て支援事業計画に位置づけた。			
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・こども基本法に基づくこども大綱が示され、市も子どもの貧困対策として、総合的かつ一体的に施策を推進する必要がある。今後は、こども家庭センターや重層的支援体制整備事業等の子どもの貧困対策に係る庁内外のネットワークと連携しながら、子どもが生まれ育った環境に左右されることのないよう、各種事業の十分な活用を図り、支援が必要な家庭に必要な支援を届けるため、制度の周知に努めるとともに、子どもの貧困対策について関係機関との連携を図りながら、継続した支援に努めていく。				

4	事業名	子ども未来基金事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	子ども未来基金を原資として、地域全体で継続的に子育てを支援するため、子ども未来基金事業助成金交付要綱に基づき、地域における子ども・子育て支援活動を行う団体に助成する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	6,063	6,063
			所要一般財源	63	63
概算人件費			379	379	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成28年度に、市民等からの寄附をもとに子ども未来基金を創設した。翌年度から、その基金を資源として、子ども未来基金事業助成金の実施内容を定め、子育て支援に資する活動に助成金を交付した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・様々な困難や課題を抱えている子どもや家庭を含め、地域全体で子育て支援の充実を図る必要がある。 ・地域における子育てを支援することで、地域と連携した次代を担う子どもたちを育む仕組みづくりを構築しながら、地域の子育て力の向上のため、助成金を活用した活動を広く周知していくとともに、助成対象事業や助成方法など、運用面においては実績を勘案しながら利活用しやすい方法について検討していく。				
5	事業名	家庭児童相談室相談業務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	国において示している「市町村児童家庭相談援助指針」に基づき、市家庭児童相談室設置運営要綱により、家庭相談員を2名配置し、電話や面談等により児童の養育や家庭環境等の様々な相談に応じ、助言や指導を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	7,366	7,883
			所要一般財源	5,501	4,641
概算人件費			5,205	5,205	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・相談員の研修会参加による専門性の向上と関係機関との連携強化に取り組み、相談者の状況を適切に判断し、相談者のニーズに合った支援につなげられるための相談体制を図ってきた。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化等、様々な要因により相談内容の複雑化、深刻化がみられる。さらには、育児の悩みの背景に、子どもの発達障がいや保護者自身の精神疾患、経済的困窮が混在するケースも多数見られ、相談員の資質向上はもとより、他機関との連携の重要性は一層増している。 ・各種相談に応じることで、児童虐待の未然防止・早期発見に繋がる業務であることから、家庭相談業務の周知と相談員の資質向上に継続して取り組んでいく。				
6	事業名	児童扶養手当		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	児童扶養手当法に基づき、離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父、または父母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	548,683	567,334
			所要一般財源	365,789	378,223
概算人件費			27,938	27,938	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成24年度から現況届の際の住民票提出を省略するなど、市民の利便性の向上を図っている。 ・さらに平成26年度からハローワークと連携し、現況届受付期間に特設ブースを開設するなど、受給者の自立に向けた就労支援と相談を行っている。 ・また、平成29年11月より個人番号を活用した情報連携が開始されたことにより、申請に必要な所得・課税・控除証明書の省略を行っている。 ・令和6年11月分からの所得限度額の引き上げ及び第3子以降の手当額増額の制度拡充について周知しながら、適切な支給に向けて取り組んだ。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・手当認定は対象者からの申請によることから、手続き漏れなどにより不利益が生じないよう、制度改正の内容も含め、引き続き対象者への周知に取り組みながら適切に支給していく。 ・就労面での自立を希望する受給者には、ハローワークなどの関係機関との連携や自立支援給付金の受給勧奨等による経済的な自立支援を積極的に進め、必要に応じ生活サポート相談窓口などの各種相談窓口と連携を図っていく。 ・国が進める令和7年度のシステム標準化に向け、国の標準仕様書により現在の事務運用を見直していく。				

7	事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に基づき、18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭等を対象に、保険診療の一部負担金を助成、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、健康と福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	56,148	56,026
			所要一般財源	32,127	31,932
概算人件費			11,985	11,985	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・ひとり親家庭の自立支援に向け、医療機関を受診しやすい環境をつくり、早期受診による重症化の予防を図るため、平成29年10月診療分から、ひとり親家庭医療費の窓口無料化の実施とあわせ、1,000円の自己負担額を廃止した。 ・また平成30年1月から、庁内での情報連携に係る条例等を整備し、所得・課税・控除証明書の省略を行った。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・安定した事業運営を図るために利用者への適正な医療の受診について理解を得ながら実施していく必要があるとともに、財源確保が重要であることから、県補助金の対象外となっている自己負担廃止について、県への要望を継続していく。 ・新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、検査費や治療費が自己負担化となったことにより助成額の増加が見込まれることから、事業費の推移を注視し適切に対応していく。 ・国が進める令和7年度のシステム標準化との連携、令和8年度以降のPMH対応に向けたシステムの改修が必要であるため、対応方法・時期等を検討していく。				
8	事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	主に児童扶養手当を受給するひとり親家庭の母または父を対象に、就職に有利な資格取得や学びなおしのための経費を助成し、安定した収入を得られる仕事に就労できるように支援する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	11,662	6,110
			所要一般財源	2,916	1,528
概算人件費			455	455	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・県からの事務移管を受け、平成25年度より事業を開始。 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は平成28年度より開始し、令和4年度より受講開始時に費用の40％を支給する受講開始時給付金が新設された。 ・高等職業訓練促進給付金等事業は平成28年度に対象資格が追加され、令和元年度に支給期間上限を4年に拡充、令和3年度に修業要件が1年から6か月に緩和された。 ・自立支援教育訓練給付金事業は令和元年度に対象講座の追加と支給上限額を80万円へ拡充し、さらに令和5年度より支給上限が160万円に拡充された。 ・また周知を強化したことで近年の受給者数は一定の水準を保っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・養成学校への入学には試験等に合格する必要がある、実際に入学までに至らず相談のみで終了してしまうケースも多い。また、収入増につながる資格取得であっても修学等にかかる資金や修学中の生活資金に不安があり踏み切れない状況がある。 ・ひとり親が就業し仕事と子育てを両立しながら、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、修学中の生活を経済面でサポートしていく。				
9	事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	ひとり親家庭や寡婦で生活費や就学等の貸付を必要とする者に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する説明や書類の受理を行い、福祉事務所長の意見を付して県に提出する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
概算人件費			417	417	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・県が実施主体であるこの事業は、市が相談受付を担い、女性福祉相談室相談業務と連携し、必要に応じ本事業を案内している。子どもの進学や就職等の費用が必要となった場合に、無利子で貸付を受けられる本貸付の周知及び申請助言等を継続して行っている。 ・平成26年10月より、貸付対象に父子家庭が追加された。また、令和5年度より、収入が減少するなどの家計急変者への生活資金の貸付が拡充された。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・本事業の相談件数は依然として高いものの、申請に際して必要な書類が多く、手続きが複雑であるため、申請に至らないケースもある。 ・申請手続きが複雑であることから、広報の際に申請時の注意点を記載することや、申請から決定までのフロー図を示すなど、貸付申請者がスムーズに申請できるよう工夫・改善に努め、支援を継続する。				

10	事業名	就学遺児激励金		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	会津若松市就学遺児激励金支給条例に基づき、小・中・義務教育学校に在籍する就学遺児の健やかな成長と勉学の励みとなることを目的とし、就学遺児に対し激励の手紙を添えて激励金を支給する。金額は1回につき30,000円を支給している。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	1,208	1,209
			所要一般財源	1,208	1,209
			概算人件費	337	337
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成25年度から毎年5月5日現在において小・中学校第1学年に在籍する就学遺児から小・中学校に在籍する就学遺児へ対象を変更し、小学校在籍(またはその学齢)時1回、中学校在籍(またはその学齢)時1回の支給として、小・中学校及び義務教育学校(またはその学齢)に在籍する就学遺児が等しく激励金を受給できるようにした。			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・就学遺児の健全な育成に寄与するものであることから、各学校からの調査報告と各種手当等の申請情報をもとに、対象児童の把握に継続して努めていく。 ・父や母を亡くした遺児が健やかな成長を遂げられるように激励し、就学遺児の健全な育成に寄与するため、事業を維持していく。			

施策5 障がいのある子どもたちの療育体制の充実					
1	事業名	障がい児福祉計画の推進		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	障がいのある子どもの状況等を踏まえ、本市における障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定める計画である。児童福祉法第33条の20第1項の規定により、市町村が定めるものとされている。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	1,365	1,365
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成23年度：障がい者計画、障がい福祉計画策定 ・平成28年度：児童福祉法が改正され、平成30年度から都道府県及び市町村において障害児福祉計画の策定が義務付けられる。 ・平成29年度：第1期障がい児福祉計画（計画期間は3年間）の策定 ・令和2年度：第2期障がい児福祉計画（計画期間は3年間）の策定 ・令和5年度：第3期障がい児福祉計画（計画期間は6年間）の策定				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・第3期障がい児福祉計画に基づき、児童発達支援センターを中心とした地域の療育体制や重症心身障がい児の支援体制の充実に取り組む必要がある。 ・地域自立支援協議会等との連携のもとで、PDCAサイクルによる第3期障がい児福祉計画の進行管理を行い、児童発達支援センター設置等の計画に掲げる目標の達成に向けた取組を進めるとともに、当該計画に基づく事業の具現化に引き続き取り組む。				
2	事業名	障がい児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	児童福祉法に基づき、障がいのある児童又は療育等の支援が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	393,186	488,971
			所要一般財源	100,211	122,242
			概算人件費	16,053	16,053
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成26年4月：障害児通所給付にかかる多子軽減措置の開始 ・平成30年4月：第1期障がい児福祉計画の計画期間開始 ・令和元年10月：就学前の障がい児の発達支援の無償化開始 ・令和元～2年度：コロナの影響による通所支援増加分の自己負担額を助成 ・令和2年4月：第2期障がい児福祉計画の計画期間開始 ・令和6年4月：第3期障がい児福祉計画の計画期間開始				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・県をはじめとした関係機関と連携しながら、サービス事業所の増加に向けた呼びかけを継続することで、増加傾向にある利用児童のニーズが充足するよう取り組む。また、サービス事業所連携会議等においても、各事業所における支援スキルの向上に取り組む。 ・医療的ケア児等が安心して地域生活を送るためには、多職種が連携して支援を行っていく必要があることから、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児が地域生活を送るための連携体制づくりや課題の洗い出しなどに取り組んでいく。				
3	事業名	障がい児相談支援事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用者に対し、障がいのある子どもが適切にサービスを利用できるよう、サービス等の利用計画作成、利用の調整、利用状況・生活状況のモニタリング等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	35,466	39,410
			所要一般財源	8,868	9,852
			概算人件費	986	986
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・障がい福祉サービスを利用する全ての障がい児に対し、障がい児相談支援導入に向けた取組を進めてきた。 ・また、平成30年度から、年間事務量の平準化を図るため、障がい児福祉サービスの更新時期を、サービスを利用する児童の誕生月に合わせる取組を進めている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・医療的ケア児や、家族全体への支援を要する家庭等への支援など、より専門性の高い相談対応のため、相談支援専門員の資質向上が求められている。 ・福祉サービス利用希望者の増加に伴い、新規で利用できない場合が増加しているため、障がい者総合相談窓口を中心に、障がい児相談支援導入が促進されるよう、障がい児相談支援事業所に働きかける。また、県が実施する研修を受講することで、障がい児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の資質向上を図っていく。				

4	事業名	障害児福祉手当・特別児童扶養手当		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるために、日常生活において特別の介護を必要とする20歳未満の児童に手当を支給する。 身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母等に手当を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	8,058	9,065
			所要一般財源	2,031	2,287
概算人件費			1,137	1,137	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成25年度の行政機構の見直しにより所管課が、児童福祉を担当するこども家庭課へ変更になった。障がい者福祉の各種制度との関連のために障がい者支援課との連携を図りながら制度周知や支援を実施している。 ・手当受給者は状態確認のために定期的に診断書を提出し再認定を行うが、令和2年度中に認定期限が到達する者については、新型コロナウイルス感染症の影響により、認定期限が一律で1年間延長された経過にある。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・各手当の支給により障がい児及びその世帯の生活支援に資する制度であり、対象者への幅広い周知や案内に努めていく必要がある。 ・本手当の受給を契機として他の障がい福祉制度の利用等につながる場合もあるため、庁内外の関係機関・部署等との連携強化を図りながら、障がい児福祉の向上に努めていく。				
5	事業名	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業		法定／自主	自主
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）に対して、補聴器の購入等の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	216	228
			所要一般財源	109	115
概算人件費			76	76	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・身体障害者福祉法における補聴器の助成対象となっていなかった軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の早期装用による言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上の推進を図ることを目的として、平成28年度から県の補助事業を活用して実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・軽度・中等度難聴児の早期の補聴器装用による言語の習得、教育等の発達に極めて有意義な事業であり、制度の周知や広報に取り組む必要がある。 ・新規購入・更新に加え、修理も助成対象としたことについて、医療機関（耳鼻科）と補聴器取扱事業者等へ周知していく。				
6	事業名	自立支援医療（育成医療）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に、医療費の自己負担を支援する。対象者は原則医療費の1割を負担する。	財務内容 単位(千円)	令和6年度 (予算)	令和7年度 (見込み)
			事業費	1,180	1,180
			所要一般財源	295	295
概算人件費			379	379	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・平成25年度に県からの権限移譲により市が事業を実施しており、障がいを持つ子どもの日常生活の安定、保護者の負担軽減を図っている。 ・国より、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証の有効期間が、一律で1年間延長された経過にある。また、災害等の緊急時においては、指定医療機関以外の受診も可能とする取扱いを行っている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・医療機関への継続的な周知活動に努めながら、対象者の適正な制度利用の促進を図っていく。				